

居宅介護支援 重要事項説明書

1 担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)

氏 名	
-----	--

2 事業者(法人)の概要

事業者(法人)名	合同会社星の花
所在地	愛知県知多郡東浦町緒川字旭8番地の1 ファミリーレ東浦レジデンス第2 506号室
連絡先	0562-84-7161
代表者名	代表社員 新美あかり

3 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	居宅介護支援事業所星の花
所在地	愛知県知多郡東浦町大字緒川字旭8番地の1 ファミリーレ東浦レジデンス第2 506号室
連絡先	0562-84-7161
事業所番号	2375701550
管理者名	新美あかり

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

(3) 職員体制

従業者の職種	人数	業務内容
管理者	1人以上	事業所の運営および業務全般の管理
介護支援専門員	1人以上	居宅介護支援サービス等に係わる業務

(4) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	知多郡東浦町 大府市
---------------	------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	合同会社星の花が開設する居宅介護支援事業所星の花(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)について、適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	<p>事業の提供にあたっては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力、提供を受けている指定居宅サービスおよび置かれている環境等の課題分析を行い、自立した日常生活を営むことができるよう、「居宅サービス計画」等の作成および変更を行う。</p> <p>事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況および環境に応じ、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。</p> <p>利用者の意思および人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。</p> <p>関係市町村、地域包括支援センターおよび地域の保健・医療・福祉サービスと綿密に連携し、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努める。</p>

5 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、面接を行います。利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者には介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急車への同乗 ● 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ● 家事の代行業務 ● 直接の身体介護 ● 金銭管理
-----------------	--

6 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費(Ⅰ)

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援(ⅰ) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	1,086 単位	1,411 単位
居宅介護支援(ⅱ) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件以上60件未満	544 単位	704 単位
居宅介護支援(ⅲ) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	326 単位	422 単位

(2) 加算

加算名称	単位数	
初回加算	300 単位	
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位	
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携1回	450 単位
	連携2回	600 単位
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携1回	600 単位
	連携2回	750 単位
	連携3回	900 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	
通院時情報連携加算	50 単位	
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	

特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位
特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位
特定事業所加算(A)	114 単位
特別地域居宅介護支援加算	所定単位数の 15%
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%

(3) 減算

減算名称	料金(単位数)
運営基準減算	所定単位数の 50%で算定
特定事業所集中減算	1 月につき 200 単位を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

(4) その他

交通費	サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャーがお訪ねするための交通費の実費が必要です。
解約料	解約料は一切かかりません。

7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当ケアマネジャー又は下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	新美あかり
連絡先	0562-84-7161

(2) その他の相談窓口

外部苦情相談窓口

- ・ 知多北部広域連合事業課給付係
愛知県東海市荒尾町西廻間 2 - 1 東海市しあわせ村内 TEL0562-689-2263
- ・ 東浦町役場健康福祉部ふくし課
愛知県知多郡東浦町緒川字政所 2 0 番地 TEL0562-83-3111
- ・ 大府市高齢障がい支援課
愛知県大府市中央町五丁目 7 0 番地 TEL 0562-45-6289
- ・ 愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉室
名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 TEL052-971-4165

8 秘密保持

事業者およびケアマネジャーは、居宅介護支援の提供に際し知り得た利用者やその家族等の個人情報および秘密について、正当な理由がない限り第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

個人情報の使用目的や内容については、「居宅介護支援契約における個人情報使用同意書」に記載された範囲内で取り扱い、利用者およびその家族等の同意を得た上で、必要最小限の範囲で使用します。

9 記録の作成および ICT 活用

当事業所は、支援記録の正確性確保及び業務の適正な実施のため、訪問時又は面談時の会話内容を録音する場合があります。

録音は記録作成及び業務確認の目的に限定し、目的外利用は行いません。

録音データは記録作成後速やかに削除します。

また、記録作成業務の効率化及び正確性向上のため、外部の文字起こし・要約支援サービス等を利用する場合があります。その際は必要最小限の情報のみを取り扱い、安全管理措置を講じます。

利用者は録音の中止を申し出ることができます。

なお、本条に基づく取扱いは、個人情報使用同意書の範囲内で行います。

10 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください（お渡しした名刺等をご提示ください）。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

12 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
前6カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前6ヶ月間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等は、別途資料のとおりです。

13 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	新美あかり
-------------	-------

14 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

15 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	新美あかり
--------------	-------

16 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

17 重要事項説明書の説明日

重要事項説明書の説明日	年	月	日
-------------	---	---	---

【電磁的方法による交付・同意への承諾】

私は、重要事項説明書、契約書、居宅サービス計画書等の書類について、書面に代えて電子メール等の電磁的方法により交付(受け取り)を受け、及び同意することに承諾します。
(※希望されない場合は、これまで通り紙の書面で対応いたします。)

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

事業者(法人)名	合同会社星の花
代表者名	代表社員 新美あかり
事業所名	居宅介護支援事業所星の花
説明者氏名	

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者	氏名	
-----	----	--

家族代表	氏名	(続柄)
代理人 (成年後見人等)	氏名	

(別途資料) 前 6 カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合等

事業所が前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等は下記のとおりです。

(1) 集計期間

集計期間	令和 7 年 9 月 1 日	から	令和 8 年 2 月 28 日	まで
------	----------------	----	-----------------	----

(2) 前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

サービス種別	利用割合 (%)
訪問介護	20%
通所介護 (地域密着型通所介護含む)	18%
福祉用具貸与	35%

(3) 前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

サービス利用	提供事業所名、割合 (%)					
	事業所名	割合 (%)	事業所名	割合 (%)	事業所名	割合 (%)
訪問介護	ヘルパーステーション 絆	20%	ヘルパーステーション フェリーチェ	12%	ロータス介護サービス	9%
通所介護 (地域密着型通所介護含む)	デイサービスメドック東浦「食活デイ」	14%	あぐりすデイサービスセンターあいあい愛いくじ	9%	ベティさんの家デイサービスセンター	9%
福祉用具貸与	メディ.ケア守山	35%	東海エイド西尾	10%	株式会社トーカイ大府営業所(アンシア)	9%